

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則（平成8年神奈川県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項本文を次のように改める。

前項の適合証交付請求書には、第1号から第3号まで及び第5号（道路に係るものにあつては、第1号、第4号及び第5号）に掲げる図書を添付しなければならない。

第5条第2項を次のように改める。

- 2 前項の指定施設新築等（変更）事前協議書には、第3条第3項第1号から第3号まで及び第5号に掲げる図書を添付しなければならない。

第9条第2項を次のように改める。

- 2 前項の指定施設適合調査結果報告書には、知事が必要と認める図書を添付しなければならない。

第11条に次の1項を加える。

- 2 前項の証明書の様式は、前項の規定にかかわらず、国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和3年国土交通省令第68号）別記様式の例によることができる。

別表第1の7の項中「（自動車の駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）を除く。）」を削る。

別表第2の1の表1の項(2)イ中「第18条第2項第6号」を「第19条第2項第6号」に改め、同表3の項を次のように改める。

3 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する駐車場を設ける場合（別表第1の8の項に掲げる公共的施設のうち寄宿舍及び用途面積が2,000平方メートル未満の共同住宅（以下「小規模共同住宅」という。）並びに同表9の項及び16の項に掲げる公共的施設において設ける場合を除く。）は、車椅子使用者の利用しやすい駐車区画（以下「車椅子使用者用駐車区画」という。）を駐車台数の合計が200台以下のものにあつては駐車台数の合計に50分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）以上、駐車台数の合計が200台を超えるものにあつては駐車台数の合計に100分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）に2を加えた数以上設けること。ただし、当該駐車場が次に定めるものであるときは、この限りでない。</p> <p>ア 自動車の駐車のために供する部分に駐車場法施行令（昭和32年政令第340号）第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置を用いるもの（以下「機械式駐車場」という。）のみを設ける場合にあつては、次に定める構造を満たす機械式駐車場（以下「車椅子対応機械式駐車場」という。）に設ける駐車台数の合計が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。</p> <p>（ア） 1以上の乗降スペースは、水平な場所に設けること。</p> <p>（イ） （ア）の乗降スペースは、車椅子使用者が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p>イ 自動車の駐車のために供する部分に機械式駐車場及び機械式駐車場以外の駐車場を設ける場合にあつては、車椅子対応機械式駐車場に設ける駐車台数及び当該機械式</p>
-------	--

	<p>駐車場以外の駐車場に設ける車椅子使用者用駐車区画の数の合計数が、(1)本文に定められた方法により計算して得られた数以上であるとき。</p> <p>(2) (1)の車椅子使用者用駐車区画は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 駐車場の出入口又は4の項に定める構造の出入口等までの経路の長さができるだけ短くなる位置であって、水平な場所に設け、かつ、車椅子使用者用駐車区画から4の項に定める構造の出入口等に至る通路のうち、1以上の通路は、1の項(2)に定める構造とすること。ただし、別表第1の2の項(3)に掲げる動物園等にあつては、車椅子使用者用駐車区画から1の項(3)に定める構造の敷地内通路へ通ずる通路又は4の項に定める構造の出入口等に至る通路は、1の項(3)に定める構造とすること。</p>
--	---

別表第2の1の表8の項を次のように改める。

<p>8 便所</p>	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（以下(1)において「不特定多数利用便所」という。）を設ける場合は、これらの者が当該不特定多数利用便所を利用する上で支障がないと認められる位置に、これらの者が利用する階（次に定める階を除く。以下(1)において「利用階」という。）の階数に相当する数（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の8の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的施設を含まないものに限る。）に掲げる公共的施設にあつては1、同表18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。）に掲げる公共的施設にあつては当該数から無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる利用階の階数に相当する数を差し引いた数）以上設けること。</p> <p>ア 直接地上へ通ずる出入口のある階であつて、不特定多数利用便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>イ 不特定かつ多数の者又は障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定かつ多数の者又は障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定多数利用便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>(2) (1)の便所は、次に掲げる基準に適合した構造とすること。</p> <p>ア 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置し、4の項(2)に定める構造の出入口を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>オ 障害者等が円滑に利用できる構造とし、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器を1以上設けること。</p> <p>(3) 別表第1の8の項、9の項、16の項及び18の項（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外の公共的</p>
-------------	--

施設を含まないものに限る。ただし、無床診療所、小規模店舗又は小規模興行・遊興施設以外の公共的施設を含まないものを除く。)に掲げる公共的施設にあつては、(1)の規定により設ける便所のうち1以上に、次に定める構造の車椅子利用者用便房(車椅子使用者が利用しやすい便房をいう。以下同じ。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下(3)において同じ。)設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子利用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。

ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。

ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。

エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。

オ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。

カ 出入口には、車椅子利用者用便房である旨(当該便房に介助用大型ベッド(障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが120センチメートル以上のものをいう。以下同じ。)を設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示すること。

(4) (3)に該当する施設以外の公共的施設(無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設の用に供するものを除く。)にあつては、(1)の規定により便所を設ける階(別表第1の18の項(無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設以外のものを含むものに限る。)に掲げる公共的施設において、無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設並びに同表8の項、9の項及び16の項に掲げる公共的施設のみからなる階以外の階に(1)の規定により設ける便所がある場合には、これらの公共的施設のみからなる階を除く。)(以下「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1(当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあつては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあつては当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数))(ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。)以上に車椅子利用者用便房((3)に定める構造の車椅子利用者用便房に限る。以下(4)において同じ。)を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子利用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合にあつては、この限りでない。

ア 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子利用者用便房を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

イ 便所設置階の便所に設けるべき車椅子利用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の便所に設ける場合(車椅子使用者が当該便房を利用する上で支障がないと認められる位置に設ける場合に限る。)

ウ 男子用又は女子用の便所のみを設ける便所設置階である場合において、当該便所のうち1（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え40,000平方メートル以下のものにあつては2、当該便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超えるものにあつては当該便所設置階の床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げた数）（ただし、当該便所設置階に設ける便所の数を上限とする。）以上に、男子用又は女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

エ 床面積が1,000平方メートル未満の便所設置階を有する公共的施設にあつては、次に定める数の合計数（当該合計数が0となる場合にあつては、1）（アに規定する施設がアに規定する位置にある場合にあつては、当該合計数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房のうち、車椅子使用者が利用する上で支障がないと認められる車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の便所を設ける階に設けるものに限る。）に男女用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

（ア） 床面積が1,000平方メートル未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）（1,000平方メートル未満の便所設置階の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数）

（イ） 床面積が1,000平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数

(5) (1)の規定により設ける便所（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設に設けるものを除く。）のうち1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）は次に定めるもの（当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、アからカまでに定める便房等の有する機能の全部又は一部を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合にあつては、当該施設に設けられた便房等の有する機能に係るものを除く。）とすること。ただし、(3)又は(4)に定める便房、イ又はウに定める便房及びカに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせて同一の便房に設けることができる。

ア 別表第1の1の項（事務所の用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。）、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下アにおいて同じ。）、3の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設（用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。）、同表5の項に掲げる公共的施設（用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。）、同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設（同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであつて、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。）であつて、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要

	<p>とするものが利用するものにあつては、(3)又は(4)に定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>イ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設（別表第1の1の項（事務所の用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。）、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。以下イにおいて同じ。）、5の項、13の項及び18の項（同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであつて、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。）に掲げるものであつて、不特定かつ多数の乳幼児同伴者（乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。）が利用するものに限る。エにおいて同じ。）にあつては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。</p> <p>ウ イに該当する施設以外の公共的施設にあつては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。</p> <p>エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあつては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>オ エに該当する施設以外の公共的施設にあつては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</p> <p>カ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</p> <p>(イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。</p> <p>キ 便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。</p> <p>(6) (1)の規定により設ける便所であつて男子用小便器を設けるもののうち1以上には、手すり付きの床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設けること。ただし、当該便所を設ける階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、本文に定める構造の小便器を1以上設ける便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合は、この限りでない。</p>
--	--

別表第2の1の表11の項中「場合は、」の次に「当該公共的施設に設ける客席及び舞台ごとに」を加え、同項(1)中「500席」を「400席」に改め、同表12の項中「8の項(1)に定める構造の便所」を「8の項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所」に、「同項(1)に定める構造の便所」を「同項(3)若しくは(5)に定める構造の便房を備えた便所」に改める。

第5号様式から第8号様式までを次のように改める。

第5号様式から第8号様式まで 削除

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第11条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例（平成7年神奈川県条例第5号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定による請求があった公共的施設等又はこの規則の施行の際現に条例第17条第1項の規定による協議が行われている指定施設のうち、条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。次項において同じ。）であるものに係る当該請求又は当該協議に係る整備基準については、改正後の別表第1並びに別表第2の1の表3の項、8の項、11の項及び12の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年10月1日前に条例第16条第1項の規定による請求があった公共的施設等若しくは条例第17条第1項の規定による協議を開始した指定施設のうち、条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものであるものに係る当該請求若しくは当該協議に係る整備基準又は同日前に条例第25条の規定による通知があった指定施設のうち、同章の規定の適用を受ける特別特定建築物以外のものであるものに係る整備基準については、改正後の別表第1並びに別表第2の1の表3の項、8の項、11の項及び12の項の規定にかかわらず、なお従前の例による。